

石綿使用建築物等解体等業務特別教育開催のご案内

石綿障害予防規則では、石綿使用建築物等解体等作業に関わる業務に労働者を就かせるとき、事業者は、あらかじめ労働者に石綿の有害性、石綿等の使用状況、石綿等の粉じんの発散抑制処置、保護具の使用方法などについて一定の特別教育を実施するよう規定されています。

本教育は、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程に基づき、当該労働者に必要な衛生のための特別教育を行うものです。(石綿障害予防規則第27条)

【カリキュラム】 学科講習(1日間)

1. 石綿の有害性【0.5時間】 (開始 9:20)
2. 石綿等の使用状況【1時間】
3. 石綿等の粉じんを抑制するための措置【1時間】
4. 保護具の使用方法【1時間】
5. 関係法令【1時間】 (終了 15:10)

日程 ; 令和6年12月26日(水)

会場 ; 富山県安全衛生研修センター
富山市金屋767-30

受講料 ; 会員 7,150円

非会員 8,250円

テキスト代 ; 979円



※ 詳しくは、当協会HPの【講習のお知らせ】をご覧ください。